

# パケット交換サービス契約約款【現改比較表】 2026年3月2日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

▲パケット交換サービス契約約款(平成11年経企第29号)

実施 平成11年7月1日

目次 (略)

第1章～第12章 (略)

別記 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金

第1 基本料金

1 料金額

1-1 回線使用料(基本料)

区 分	単 位	料 金 額	
		第3種パケット交換契約に係るもの(月額)	臨時第3種パケット交換契約に係るもの(日額)
Bチャンネルを利用するもの	1のBチャンネルごとに	<a href="#">3,500円 (3,850円)</a>	350円(385円)
Dチャンネルを利用するもの	1のDチャンネルごとに	<a href="#">1,000円 (1,100円)</a>	100円(110円)

1-2 (略)

第2 通信料金

1 適用

区 分	内 容

▲パケット交換サービス契約約款(平成11年経企第29号)

実施 平成11年7月1日

目次 (略)

第1章～第12章 (略)

別記 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金

第1 基本料金

1 料金額

1-1 回線使用料(基本料)

区 分	単 位	料 金 額			臨時第3種パケット交換契約に係るもの(日額)
		第3種パケット交換契約に係るもの(月額)			
		2026年4月1日から2027年3月31日まで	2027年4月1日から2028年3月31日まで	2028年4月1日以降	
Bチャンネルを利用するもの	1のBチャンネルごとに	<a href="#">3,800円 (4,180円)</a>	<a href="#">4,100円 (4,510円)</a>	<a href="#">4,480円 (4,928円)</a>	350円(385円)
Dチャンネルを利用するもの	1のDチャンネルごとに	<a href="#">1,300円 (1,430円)</a>	<a href="#">1,600円 (1,760円)</a>	<a href="#">1,980円 (2,178円)</a>	100円(110円)

1-2 (略)

第2 通信料金

1 適用

区 分	料 金 額

## パケット交換サービス契約約款【現改比較表】 2026年3月2日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

(1) 通信地域間距離の測定	通信地域間距離の測定方法は、電話等サービス契約約款に規定する通話地域間距離の測定方法に準ずるものとします。 ただし、通信地域間距離の測定のための起算点となる方形区画番号については、その利用回線の終端が所属する単位料金区域内の当社が指定する方形区画とします。						
(2) <u>昼間、夜間及び日曜日・祝日の料金額の適用</u>	<p><u>ア 「昼間」及び「夜間」とは、次の時間帯をいいます。ただし、日曜日・祝日の区分があるものについては、その部分を除いた時間帯をいいます。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">時 間 帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">昼 間</td> <td style="text-align: center;">午前8時から午後7時までの間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">夜 間</td> <td style="text-align: center;">午前0時から午前8時及び午後7時から午後12時までの間</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>イ 「日曜日・祝日」とは、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。）における午前8時から午後7時までの間の時間帯をいいます。</u></p>	区 分	時 間 帯	昼 間	午前8時から午後7時までの間	夜 間	午前0時から午前8時及び午後7時から午後12時までの間
区 分	時 間 帯						
昼 間	午前8時から午後7時までの間						
夜 間	午前0時から午前8時及び午後7時から午後12時までの間						
(3)～(5) (略)	(略)						
(6) <u>通信料の減額</u>	当社は、1の契約ごとに1料金月の通信料の合計額が100,000円（110,000円）を超える場合には、その100,000円（110,000円）を超える部分について0.1を乗じて得た額を減額して料金を算定します。						

(1) 通信地域間距離の測定	(略)
(2) <u>削除</u>	<u>削除</u>
(3)～(5) (略)	(略)
(6) <u>削除</u>	<u>削除</u>

2 料金額  
2-1 通信料

課金の対象となる1のパケットごとに

区分 通信 地域間距離 パケット長	料 金 額					
	昼 間		日曜日・祝日		夜 間	
	100kmまで	100kmを超えるもの	100kmまで	100kmを超えるもの	100kmまで	100kmを超えるもの
128オクテットまで	0.4円 (0.44円)	0.5円 (0.55円)	<u>0.24円</u> ( <u>0.264円</u> )	<u>0.3円</u> ( <u>0.33円</u> )	<u>0.24円</u> ( <u>0.264円</u> )	<u>0.3円</u> ( <u>0.33円</u> )
256オクテットまで	0.8円 (0.88円)	1.0円 (1.1円)	<u>0.48円</u> ( <u>0.528円</u> )	<u>0.6円</u> ( <u>0.66円</u> )	<u>0.48円</u> ( <u>0.528円</u> )	<u>0.6円</u> ( <u>0.66円</u> )

2 料金額  
2-1 通信料

課金の対象となる1のパケットごとに

パケット長	料 金 額	
	通信地域間距離	
	100kmまで	100kmを超えるもの
128オクテットまで	0.4円 (0.44円)	0.5円 (0.55円)
256オクテットまで	0.8円 (0.88円)	1.0円 (1.1円)

## パケット交換サービス契約約款【現改比較表】 2026年3月2日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

512オクテットまで	1.2円 (1.32円)	1.5円 (1.65円)	<u>0.72円</u> ( <u>0.792円</u> )	<u>0.9円</u> ( <u>0.99円</u> )	<u>0.72円</u> ( <u>0.792円</u> )	<u>0.9円</u> ( <u>0.99円</u> )
768オクテットまで	1.8円 (1.98円)	2.2円 (2.42円)	<u>1.08円</u> ( <u>1.188円</u> )	<u>1.32円</u> ( <u>1.452円</u> )	<u>1.08円</u> ( <u>1.188円</u> )	<u>1.32円</u> ( <u>1.452円</u> )
1,024オクテットまで	2.3円 (2.53円)	2.8円 (3.08円)	<u>1.38円</u> ( <u>1.518円</u> )	<u>1.68円</u> ( <u>1.848円</u> )	<u>1.38円</u> ( <u>1.518円</u> )	<u>1.68円</u> ( <u>1.848円</u> )
1,280オクテットまで	2.8円 (3.08円)	3.4円 (3.74円)	<u>1.68円</u> ( <u>1.848円</u> )	<u>2.04円</u> ( <u>2.244円</u> )	<u>1.68円</u> ( <u>1.848円</u> )	<u>2.04円</u> ( <u>2.244円</u> )
1,536オクテットまで	3.2円 (3.52円)	3.9円 (4.29円)	<u>1.92円</u> ( <u>2.112円</u> )	<u>2.34円</u> ( <u>2.574円</u> )	<u>1.92円</u> ( <u>2.112円</u> )	<u>2.34円</u> ( <u>2.574円</u> )
1,792オクテットまで	3.6円 (3.96円)	4.4円 (4.84円)	<u>2.16円</u> ( <u>2.376円</u> )	<u>2.64円</u> ( <u>2.904円</u> )	<u>2.16円</u> ( <u>2.376円</u> )	<u>2.64円</u> ( <u>2.904円</u> )
2,048オクテットまで	4.0円 (4.4円)	4.9円 (5.39円)	<u>2.4円</u> ( <u>2.64円</u> )	<u>2.94円</u> ( <u>3.234円</u> )	<u>2.4円</u> ( <u>2.64円</u> )	<u>2.94円</u> ( <u>3.234円</u> )
2,304オクテットまで	4.3円 (4.73円)	5.3円 (5.83円)	<u>2.58円</u> ( <u>2.838円</u> )	<u>3.18円</u> ( <u>3.498円</u> )	<u>2.58円</u> ( <u>2.838円</u> )	<u>3.18円</u> ( <u>3.498円</u> )
2,560オクテットまで	4.6円 (5.06円)	5.7円 (6.27円)	<u>2.76円</u> ( <u>3.036円</u> )	<u>3.42円</u> ( <u>3.762円</u> )	<u>2.76円</u> ( <u>3.036円</u> )	<u>3.42円</u> ( <u>3.762円</u> )
2,814オクテットまで	4.9円 (5.39円)	6.1円 (6.71円)	<u>2.94円</u> ( <u>3.234円</u> )	<u>3.66円</u> ( <u>4.026円</u> )	<u>2.94円</u> ( <u>3.234円</u> )	<u>3.66円</u> ( <u>4.026円</u> )
3,072オクテットまで	5.2円 (5.72円)	6.5円 (7.15円)	<u>3.12円</u> ( <u>3.432円</u> )	<u>3.9円</u> ( <u>4.29円</u> )	<u>3.12円</u> ( <u>3.432円</u> )	<u>3.9円</u> ( <u>4.29円</u> )
3,328オクテットまで	5.5円 (6.05円)	6.8円 (7.48円)	<u>3.3円</u> ( <u>3.63円</u> )	<u>4.08円</u> ( <u>4.488円</u> )	<u>3.3円</u> ( <u>3.63円</u> )	<u>4.08円</u> ( <u>4.488円</u> )
3,584オクテットまで	5.7円 (6.27円)	7.1円 (7.81円)	<u>3.42円</u> ( <u>3.762円</u> )	<u>4.26円</u> ( <u>4.686円</u> )	<u>3.42円</u> ( <u>3.762円</u> )	<u>4.26円</u> ( <u>4.686円</u> )

512オクテットまで	1.2円 (1.32円)	1.5円 (1.65円)
768オクテットまで	1.8円 (1.98円)	2.2円 (2.42円)
1,024オクテットまで	2.3円 (2.53円)	2.8円 (3.08円)
1,280オクテットまで	2.8円 (3.08円)	3.4円 (3.74円)
1,536オクテットまで	3.2円 (3.52円)	3.9円 (4.29円)
1,792オクテットまで	3.6円 (3.96円)	4.4円 (4.84円)
2,048オクテットまで	4.0円 (4.4円)	4.9円 (5.39円)
2,304オクテットまで	4.3円 (4.73円)	5.3円 (5.83円)
2,560オクテットまで	4.6円 (5.06円)	5.7円 (6.27円)
2,814オクテットまで	4.9円 (5.39円)	6.1円 (6.71円)
3,072オクテットまで	5.2円 (5.72円)	6.5円 (7.15円)
3,328オクテットまで	5.5円 (6.05円)	6.8円 (7.48円)
3,584オクテットまで	5.7円 (6.27円)	7.1円 (7.81円)

## パケット交換サービス契約約款【現改比較表】 2026年3月2日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

3,840オクテットまで	6.0円 (6.6円)	7.4円 (8.14円)	<u>3.6円</u> ( <u>3.96円</u> )	<u>4.44円</u> ( <u>4.884円</u> )	<u>3.6円</u> ( <u>3.96円</u> )	<u>4.44円</u> ( <u>4.884円</u> )
4,096オクテットまで	6.2円 (6.82円)	7.7円 (8.47円)	<u>3.72円</u> ( <u>4.092円</u> )	<u>4.62円</u> ( <u>5.082円</u> )	<u>3.72円</u> ( <u>4.092円</u> )	<u>4.62円</u> ( <u>5.082円</u> )
備考 1～3 (略)						

第2表 (略)

3,840オクテットまで	6.0円 (6.6円)	7.4円 (8.14円)
4,096オクテットまで	6.2円 (6.82円)	7.7円 (8.47円)
備考 1～3 (略)		

第2表 (略)

附 則 (令和8年2月25日 CNS2サ第000400018379-01号)  
(実施期日)

1 この改正規定は、令和8年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している第3種パケット交換契約に係る各料金の適用は、この改正規定実施の日又は改定後の基本料の適用開始の日(令和8年4月1日、令和9年4月1日及び令和10年4月1日とします。)において次のとおりとします。

(1) 基本料

改定後の基本料の適用開始の日において、その日が第3種パケット交換契約に係る料金月の初日以外の日であるときは、当社は、その第3種パケット交換契約の基本料について、料金表通則3に該当したものとみなして日割計算を行います。

(2) 通信料

この改正規定実施の日において、改正規定実施前から継続している通信に限り、その通信が終了するまでの間についてなお従前のとおり改正前の通信料を適用とします。

(3) 通信料の減額

この改正規定実施の日において、改正規定実施前から継続している料金月に限り通信料の減額に係る判別を行い、通信料の減額の対象となったときは、その料金月の末日までの間についてなお従前のとおり減額とします。

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。